

## 第 27 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 4 月 5 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 32 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階中会議室 (新庁舎)
3. 出席委員 【農業委員】 (11 人)  
1 番 小谷健児、 2 番 野坂賢思、 4 番 藤原 忍、 6 番 山中 譲、  
5 番 濱口佳史、 7 番 金子孝子、 9 番 宮川陽子、 11 番 篠田 開、  
12 番 福留康弘、 13 番 松本昌子、 14 番 吉尾好市  
【推進委員】 (7 人)  
1 番 大石正幸、 2 番 弘瀬正彦、 3 番 平野幸敏、 4 番 宮川建作、  
5 番 篠田 博、 6 番 尾崎澄夫、 7 番 福井正一  
(事務局：書記 森下)
4. 欠席委員 【農業委員】 (3 人) 3 番 藤田清子、 8 番 伊芸精一、 10 番 堀野裕一、  
【推進委員】 (0 人)

### 5. 議事日程

(1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名

(2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (2 件)

議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請 (県知事許可) について (2 件)

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議案第 4 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議

(3) その他の討議・報告事項について

議 長 それでは 4 月の定例会を早速始めたいと思います。

新年度を迎えまして忙しい時期ではありますが、自分たちの任期も後 1 年ですが、1 年間またよろしくお願ひします。農業委員会の活動についても、御協力をよろしくお願ひします。

それでは早速始めたいと思いますが、今日の欠席者 3 名おりまして、藤田委員、伊芸委員、堀野委員が欠席でございますが会としては成立しております。また、議事録署名人は小谷委員と野坂委員にお願いしたいと思ひます。

それでは議案第 1 号より農地法第 3 条許可申請についてについて、2 件出ております。1 件目から事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料の方をお願いします。まず 1 枚捲っていただいて、1 ページお願ひいたします。議案第 1 号農地法第 3 条所有権移転についてですが、譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇〇さん、申請地が黒潮町熊井字西ノ谷 558 番、田で 1,269 m<sup>2</sup>となっております。理由としましては、所有権移転ということで許可あり次第交換。カッコして熊井

字家ノ谷山 393 - 9、山林、1,221 m<sup>2</sup>と交換するというような理由になっております。この農地については農用地区域内で、利用権の設定については、されておられません。〇〇〇〇さんについては認定農業者外で、息子さんが認定農業者になられているようです。耕作の目的で所有権の移転をおこなうということで、事務局としては問題はないというように思います。2 ページをお願いします。場所は熊井の国道から少し入った所になりますが、2 ページの航空写真を見ていただいたらお分かりになると思います。〇〇〇〇さんのシメジ工場の奥側になります。3 ページお願いいたします。同じく住宅地図を付けておりましたが、茶色に塗ってあるのは道路ですが位置的にはこれでお分かりになると思います。それから4 ページ目は拡大写真を付けております。赤で囲んだ所が申請地となっております。それから5 ページをお願いします。公図を付けております。ピンクで囲んだ所が申請地となっております。6 ページお願いいたします。現況の写真なんですけれども、点線で囲まれた部分が申請地となっております。現在ハウスの骨組みが出来ておりますが、移転後はハウスをせられるようです。それでは7 ページをお願いします。第3条の調査書になりますけれども、上から順番に第2項第1号全部効率利用についてですが、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。という調査になっております。農作業の従事者は、御本人と子どもさん2人で従事されているようです。保有機械につきましては、トラクター3台、コンバイン1台、田植え機1台、軽トラック2台を保有しております。それから第2項第2号農業生産法人以外の法人については、譲受人は個人であり適用なし。ここも該当しない。第2項第3号信託についてですが、信託ではないので適用なし。ということで、ここも該当しません。第2項第4号農作業常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。ということで、年間300日の農作業に従事されているということで申請されています。それから第2項第5号下限面積についてですが、下限面積は今回の取得分を含めて144.43a ということで30aを超えますので、ここも該当しないということになります。それから第2項第6号転貸禁止ということで、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということでここも該当しないこととなります。第2項第7号地域の調和ということで、以前は水稻栽培を行っていたが、所有権移転後は施設ショウガ栽培を計画しており周辺農地への影響はないと考える。ということでこれも該当しない、ということで調査書は作成しております。以上です。

議長 今、事務局の説明が終わりましたが、担当委員さん何か補足説明があればお願いします。

〇〇委員 〇〇〇〇さんから聞いたんですけど、隣の〇〇〇〇さんという方が亡くなったらしくて、〇〇〇〇さんの土地を相続人がいなくて〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんに分けるということになったらしくて、分けた土地の面積の調整をするために今回自分たちが持っている土地を交換して調整することになった。

議長 本人同士で承諾が出来ている。そういうことですね。

今、補足説明がありました。この件について何か質疑、質問等ありませんか。

(質疑なし)

はい、特に無いようでございますので承認を受けたいと思います。

農地法第3条許可申請の1番について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数です。1番につきましては承認されました。

続きまして3条許可申請の2番についてお願いします。

事務局 それではまた1ページをお願いします。2番目の許可申請ですが、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人が同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇さんとなっております。申請地につきましては7筆あります。ここに記載してあります所です。理由としては、所有権移転、許可あり次第売買。となっております。それでは8ページお願いいたします。8ページに航空写真を載せておりますが、国道の田野浦分岐から田野浦に向かう県道の鉄道に行くまでの農地です。これには新しく出来た県道が載っていませんけれども、その新しく出来た県道と鉄道の間ぐらいになります。9ページお願いいたします。9ページに同じく住宅地図に申請地として、おおよその筆界も入れて記載をしております。それから10ページお願いいたします。10ページについても7筆について記載をさせてもっております。11ページお願いします。これは公図を合わせたものですが、左側県道から1筆ずつありますが、その間が下田の口地区になります。それから右側、中に赤線があるわけですが、その右側になります。12ページお願いいたします。12ページには現況写真を付けて、ここは地籍をしているのではっきりと界も出ているところですよ。おおよそ赤の点線の筆界については、杭が見えていませんでかっちりではないと思っていただきたいです。先ほども言いましたように、字五反田の方は下田の口地区で字霜月田の方は入野地区になります。それで真ん中、水色の線で矢印を書いています、ここは水路ということ、上流側の水が通って鉄道の下にコンクリート管がありますが、そこに集まってきて流れております。なお、この右側からも水路があるわけですが、それは鉄道沿いに作られた水路で長く続いてあります。調査表について、13ページお願いいたします。第2項第1号について全部効率利用ということで、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。ということで、農作業従事者は御本人と御父さん、それと臨時雇用5人で農作業に従事されているようです。それから保有機械につきましては、トラクター1台、現在壊れていてリースで対応しているようです。ユンボ、バックホーですが2台と管理機1台、軽トラック1台で経営されているということで農業に従事している、農地は効率的に使われているということで該当しない。それから、第2項第2号は農業生産法人以外の法人ということで、譲受人は個人であり、適用なし。ということで、これも該当しません。ここは御父さんの方が〇〇〇〇で経営されていますけれど、この所有権移転については息子さんの〇〇〇〇さんで申請されています。それと第2項第3号信託については、信託ではないので適用なし。ということで、ここも該当しません。第2項第4号農作業常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。ということで、年間200日の農作業の従事日数で申請書に記載されております。ここも該当しません。第2項第5号下限面積についてですが、今回の取得分を含めて34.14aになりますので30aを超える。ということで、ここも該当しません。第2項第6号転貸禁止ということで、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということで、ここも



水の処理をちゃんとしてくれたら構いませんと言っていました。正式に出てくるのは、会長が言われたように転用なりで出てくる時は同意が必要になります。

議長 他に質問等ありませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら、この3条申請について承認を受けたいと思いますが、後のことについてはきちんとやるということですが、この件について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。2番につきましても承認されました。

続きまして、議案第2号農地法第4条の許可申請について2件出ております。事務局の説明をお願いします。

事務局 それではまた1ページお願いします。

農地法の第4条ですが、転用を目的とした農地の権利移動ということで、まず1番目の申請ですが〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、願出地が黒潮町入野字原木 1663 番 1、田で 405 m<sup>2</sup>です。願出理由が、申請地周辺のバイパス工事、改良工事により影響を受けた近隣住民の利便の向上及び休耕中の農地を有効利用するため。という理由になっております。駐車場に転用したいとなっております。

14 ページお願いいたします。場所はサンシャインスーパーの西側になる所です。この航空写真には国道の改良工事の道路は着いていませんが、サンシャインスーパーの北側になる所が現在国道の工事をされていまして、ここの駐車場に駐車していた車の置くところが無くなったため、申請地に置くようにして貰えませんかということで申請が出ております。15 ページ、16 ページについては住宅地図と航空写真で、赤で囲んだ所が申請地となっております。それから 17 ページに公図を付けております。17 ページの申請地 1663-1 に丸をしてありますが、ここの周囲には北側になる方は公衆用道路とありますが農道、それと東西になるんでしょうか、両方の隣接農地が申請者の農地となっていないので同意書は出ておりません。それと南側については地目は田になるんですけども住宅が建っております。それから後から追加した 17 の 1 という平面図がありますが、駐車場をこのように計画しておりまして、この絵で上側がスーパーの駐車場になります。それで駐車場を作って、車を普通車 13 台、軽自動車 5 台止めれるような駐車場にしたいということで出てきております。それから 18 ページお願いいたします。現況写真なんですけど、現地は形状変更されて道路工事の関係で土が出て、ここだけ低くなるということで嵩上げをして貰ったみたいです。その周りについては水路を御本人が造ったということで説明をうかがっております。ここは農用地区域外。利用権設定は無し。土地利用計画については申請地 405 m<sup>2</sup>で土地の造成のみ。全面アスファルト舗装で先ほどの、普通車 13 台、軽自動車 5 台駐車できるように計画しています。排水計画については周囲に排水路を設置しておりまして、その集水桝からはスーパーの横を流れております都市計画水路に排水するようになっております。それから資金計画としては〇〇〇〇〇〇〇〇〇で計画しています。同意については、先ほど説明しました両隣の農地は申請者の農地ですので同意書はありません。農地の区分については、役場から 300m 以内の農地ということで第3種農地となります。どちらかというとな転用可能な農地になります。以上で

す。

議 長 今、事務局の方より説明が終わりました。担当委員さん補足説明があればお願いします。

〇〇委員 この現場は以前に盛土で出ていた所ですが、既に 10 台ぐらい置かしてもらいたいと言いはるらしいので、真ん中のセマチを駐車場にして貸したいと言っていました。

議 長 駐車場に貸すということですか。

今、事務局から説明がありました。また、担当委員さんからもありました。この件について何か質疑質問はありませんか。

無いようでしたら、承認を受けたいと思います。

4 条申請 1 番について、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。1 番につきましては承認されました。

続きまして 4 条許可申請 2 番、お願いします。

事務局 それでは 4 条許可申請 2 番。1 ページお願いします。

願出人につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんという方です。願出地が黒潮町入野字松尾谷 5137 番 1、畑で 672 m<sup>2</sup>になっております。場所は錦野団地になります。願出理由としては、自宅新築のため。現在〇〇〇〇に在住しているが、退職後は出生地である幡多郡黒潮町に在住する。〇〇〇〇生活する予定で、また、子供達もたびたび帰省することになるので、駐車場を 6 台予定している。という理由になっております。19 ページお願いいたします。航空写真を付けていますが、錦野団地の北の方で裏側がすぐ国営早咲団地になるところで、高压線の鉄塔が有る所です。同じく 20 ページに住宅地図を付けております。21 ページに航空写真の拡大を付けております。裏の方は国営農地に向かって急な斜面で山林になっています。それから 22 ページに公図を付けています。前側が雑種地で四国電力。東隣が宅地。西側が 1 段高くなって、3m 位有りますが、ここも山林と雑種地になっております。それから現況写真を見ていただきたいと思いますが 23、24 ページお願いします。入口は 23 ページにアスファルト舗装した道が見えますが、この道路から侵入するようにして家を建てたい。24 ページについては現在このような更地になっておりまして、これの木が茂っている方が国営農地側の方角になりまして、山林で急斜面になっております。ここは農用地区域外で、利用権の設定もありません。土地利用計画としては、先ほどお配りした 22 の 1 という図面を見ていただきたいと思えます。これ全部で 672 m<sup>2</sup>となっています。その内の建築面積については 82.81 m<sup>2</sup>の家の建築を予定しています。それで県の方の許可についての上限面積というのは、500 m<sup>2</sup>ということになっています。それで 500 m<sup>2</sup>以上の転用になる場合は、何か特別の理由というのが必要となってきますけれども、この場合は 208.25 m<sup>2</sup>と書いてありますけれども、ここは急な斜面の法面になっています。面積的には、ここは差し引いて 500 m<sup>2</sup>以内になるのではないかと思います。そこは県の判断もいるところですので、一概に町の事務局で OK という訳にはいきませんが、実際に使える所は 500 m<sup>2</sup>以内になるのではないかと考えます。排水計画については、丁度南側の町道側溝に合併浄化槽に集水して流す計画になっています。それから資金計画については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。それから同意については、周りに農地が有りませんので付いておりません。この







